

(2) 自然環境保全地域等

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある地域を「自然環境保全地域」に、また、市街地周辺で環境緑地として保存が必要な場所や貴重な動植物の生息地等で保護することが必要な場所などを「環境緑地保護地区」、「自然景観保護地区」、「学術自然保護地区」に、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを「記念保護樹木」に指定しています。

空知管内には、環境緑地保護地区等が8地区、記念保護樹木が11ヶ所指定されています。

表4-1-2 空知管内の自然公園

名 称 (管内所在市町)	面積 (ha)	指定日	特 徴
富良野芦別 道立自然公園 (芦別市) (三笠市) (夕張市)	総面積 35,756 管内面積 20,049 (7,824) (4,219) (8,006)	S30. 4. 19	特異な地質構造を持ち、固有の高山植物群落を有する夕張岳(1,667m)や嵯山(1,057m)などの夕張山地を中心に、金山湖、桂沢湖、シューパロ湖など深閑とした湖沼の豊かな自然に恵まれた公園です。
暑寒別天売 焼尻国定公園 (雨竜町) (北竜町) (新十津川町)	総面積 43,559 管内面積 15,946 (7,080) (1,846) (7,020)	H 2. 8. 1	暑寒別岳(1,491m)を主峰とした増毛山地を中心に、山岳高層湿原では国内有数規模の雨竜沼湿原、日本海の家食崖、オロロン鳥(ウミガラス)繁殖地で知られる天売島など、様々な特徴ある区域を含んだ公園です。

※ 朱鞠内道立自然公園については、平成22年度から上川総合振興局管内に変更。

表4-1-3 空知管内の自然環境保全地域等

名 称	種 類	所 在 地	指定日	面積(ha)	指 定 目 的
志 文	学術自然 保護地区	岩見沢市志文町	S48. 3. 30	1. 21	原生林の面影を残す天然林の保護
上 美 唄	学術自然 保護地区	美唄市字上美唄2208番地	S50. 8. 4	5. 62	湿生植物の群落地の保護
月 ケ 湖	学術自然 保護地区	樺戸郡月形町字篠津原野	S50. 8. 4	41. 44	湿生植物の群落地の保護
不 動 の 滝	自然景観 保護地区	夕張郡栗山町字南角田	S50. 8. 4	1. 49	不動の滝と周辺樹林の良好な自然景観の保護
岩見沢神社	環境緑地 保護地区	岩見沢市12条西1丁目	S49. 3. 30	1. 34	市街地の環境緑地維持のための樹林地の保護
豊 里	環境緑地 保護地区	岩見沢市北村字豊里	S49. 3. 30	4. 5	市街地の環境緑地維持のための樹林地の保護
栗 沢 神 社	環境緑地 保護地区	岩見沢市栗沢町字幸穂町1 2の1	S50. 8. 4	1. 22	市街地の環境緑地維持のための樹林地の保護
砺 波 神 社	環境緑地 保護地区	岩見沢市栗沢町字砺波	S50. 8. 4	0. 26	市街地の環境緑地維持のための樹林地の保護

表4-1-4 空知管内の記念保護樹木

名 称	樹 種	所 在 地	指 定 日	指 定 目 的 (由緒・由来)
新十津川町開拓	ハルニレ	樺戸郡新十津川町字中央	S49. 3. 30	町の開拓記念木
砂川神社の水松	イチイ	砂川市東5条南4丁目	S49. 3. 30	大正時代に移植され、神木として敬愛されている樹木
市来知神社の赤松	アカマツ	三笠市宮本町487	S49. 3. 30	市の開拓記念木
不 動 尊	ポプラ	岩見沢市北村字中央	S50. 6. 21	村の開拓記念木
豊 里	ケヤキ	岩見沢市北村字豊里	S50. 6. 21	明治神宮外苑運営奉仕の記念木
柳 神 社	ホソバカワヤナギ	夕張郡長沼町5348の6	S50. 6. 21	神社の柳として敬愛されている樹木
カ ラ マ ツ	カラマツ	夕張郡長沼町77の23	S50. 6. 21	昭和天皇の手播の記念木
一 本 木	ハルニレ	夕張郡栗山町字阿野呂	S50. 6. 21	町の開拓記念木
開 拓	アカマツ	雨竜郡雨竜町5の6	S50. 6. 21	雨竜原野開拓の記念の並木
黄 金 水 松	イチイ	芦別市黄金町	S62. 9. 3	神木で敬愛されている樹木
代継ぎの桂	カツラ	歌志内市字中村83番地1	H10. 4. 24	かもし岳の山の神として敬愛されている樹木

2 自然公園等の保護管理

(1) 公園の利用状況

表4-1-5 自然公園利用者の推移 (関係分)

(単位：人)

公 園 名	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年
暑寒別天売焼尻国定公園	101,276	148,773	105,977	156,565	146,601
雨 竜 町	483	5,093	5,575	4,022	4,139
北 竜 町	24	67	73	51	59
新 十 津 川 町	-	-	-	-	-
空知総合振興局管内計	507	5,160	5,648	4,073	4,198
他 管 内 計	100,769	143,613	100,329	152,492	142,403
富良野芦別道立自然公園	557,608	587,400	396,737	278,868	384,265
芦 別 市	89,491	90,315	71,041	24,099	27,205
三 笠 市	21,290	22,899	16,498	11,129	3,236
夕 張 市	5,346	9,719	2,067	3,578	5,669
空知総合振興局管内計	116,127	122,933	89,606	38,806	36,110
他 管 内 計	441,481	464,467	307,131	240,062	348,155

(2) 公園施設の維持管理

自然公園を訪れる利用者に快適な利用の場を提供するため、道では、自然公園美化清掃事業として、利用地域の清掃を実施する清掃活動団体に助成を行い、自然公園の清潔の維持に努めています。

(3) 公園計画の見直し

自然公園では、それぞれの公園ごとに保護と利用が適正に行われるように、それぞれの自然条件とそれを取り巻く社会条件などに応じて、公園計画が策定されていますが、状況の変化に対応して施設整備などの計画について、順次見直しを進めています。

(4) 行為の規制等

自然公園で工作物を設置する等の行為の許認可等に際しては、自然公園の風致景観を保護する観点から事業者を指導し、必要に応じて条件を付すなど、自然景観への影響を少なくするよう努めています。

(5) 高山植物の盗掘防止

道では、道内各地の自然公園で相次いでいる貴重な高山植物の盗掘を防止するため、盗掘が多発している地域の自然保護監視員の増員、警察と連携したヘリコプターによる上空からの監視、関係機関との連携による一斉パトロールの実施などの監視体制の強化を図っているほか、高山植物保護の意識の高揚を図るため、全道の主要な登山口等でリーフレットを配布するなどの盗掘防止キャンペーンを実施しています。

令和4年度は「富良野芦別道立自然公園」の夕張岳登山口で盗掘防止を呼びかけるリーフレットの配布及び関係機関と連携して高山植物盗掘防止パトロールを実施しました。

(6) 保護監視の実施

「北海道自然環境等保全条例」（昭和48年12月11日施行）、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日施行）、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年4月1日施行）に基づき、自然保護監視員、鳥獣保護管理員及び生物多様性保護監視員等を配置し、自然公園や鳥獣保護区等の保護管理、利用者や狩猟者の指導及び希少野生動植物の保護監視等を行っています。

表4-1-6 令和4年(2022年)度の自然保護監視員等の配置状況

区 分	業 務 内 容	配置数	
		全道	空知
自然保護監視員	・ 自然公園法等で許認可された行為の確認、指導 ・ 自然公園利用者の指導 ・ 植物盗採や山火事防止等の監視 ・ 自然公園等の施設や標識の維持管理等	131	7
鳥獣保護管理員	・ 狩猟取締や狩猟者の指導 ・ 有害鳥獣捕獲の指導 ・ 鳥獣の生息状況の調査・鳥獣保護区等の施設や標識の維持管理等	198	15
生物多様性保護監視員	・ 指定希少野生動植物の生息又は生育状態の確認及び調査 ・ 指定希少野生動植物の違法な捕獲又は採取等の監視等	246	17

(7) 車馬等乗入れ規制

近年は、自然公園内でのスノーモービル等の走行による野生動植物への影響が懸念される地域が増加していることから、道では、「車馬等乗入れ規制地域」を指定し、適正な管理に努めています。

空知管内では、「富良野芦別道立自然公園」及び「暑寒別天売焼尻国定公園」の一部区域が指定されており、関係機関によるパトロール等を実施しています。

3 自然とのふれあいの場の確保

(1) 自然公園内の施設整備

道では、自然公園利用者のニーズの多様化に対応し、景観の保護と利用者の安全確保及び快適な利用を図るため、国立・国定公園、道立自然公園において必要な施設の整備を進めています。

空知管内では、「暑寒別天売焼尻国定公園」内に位置する「雨竜沼湿原」の遊歩道等を整備しています。

(2) 自然環境保全に関する普及啓発の推進

道では、自然保護思想の普及啓発を図るため、人と自然の橋渡し役となる、ボランティア・レンジャー（自然解説員）を育成しています。

4 湿原生態系の適切な保全

道では、「ラムサール条約」（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の理念の一つである湿原の持つ多様な機能を維持しつつ、将来にわたってその恩恵を享受していく「ワイズユース」（賢明な利用）の考え方を基本として、道内の保全を図るべき湿原の保護や利用、維持・回復の考え方を示した「北海道湿原保全マスタープラン」を平成6年度に策定し、湿原の保護と利用に関する施策を推進しています。

(1) 雨竜沼湿原

空知管内では、「暑寒別天売焼尻国定公園」内に位置する「雨竜沼湿原」が総合的な保全対策が必要な個別湿原とされており、平成12年に「雨竜沼湿原保全プラン」を策定しています。

空知総合振興局では、町、教育委員会、山岳会、愛好家団体、観光協会等と「雨竜沼湿原の保全等に関する検討会」を設置して、現地調査を行うとともに、今後の保全の方針について検討しています。

なお、国内のラムサール条約登録湿地は令和5年3月末現在53カ所（うち、北海道内は13カ所）となっており、雨竜沼湿原は、平成17年11月に登録されています。

(2) 宮島沼

美唄市の「宮島沼」は、ロシア・カムチャツカ半島から宮城県・伊豆沼などに越冬のため渡って来るマガンの中継地として全国的に有名で、鳥獣保護管理法に基づき「国指定宮島沼鳥獣保護区」に指定されています。

宮島沼は、平成14年11月にラムサール条約湿地として登録されています。



雨竜沼湿原(雨竜町)



宮島沼のマガン(美唄市)

第2節 生物の多様性の確保

1 野生動物の適正な保護管理

豊かな自然環境に恵まれている本道においても、開発の進展に伴う野生生物の生息・生育地の縮小や改変等により、絶滅が懸念される動植物がある一方で、生息数の増加等により農林業被害の増大をもたらしている動物も見られることなどから、本道の生物の多様性を損なうことのないよう、野生生物を適正に保護管理するための取り組みが求められています。

このため道では、平成8年10月に策定した「北海道野生動植物保護管理指針」及び令和4年4月に策定した「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」に基づき、「鳥獣保護区」等の指定、有害鳥獣捕獲、鳥獣の生息状況の調査、特定鳥獣の保護管理等の事業を行っています。

(1) 野生鳥獣の保護管理調査

野生生物の適正な保護管理を進めていくためには、その分布・生態、生息・生育状況などの科学的なデータの収集と蓄積が必要です。

このため、道では、狩猟鳥獣等の生息実態調査のほか、地方独立行政法人北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所を中心に、ヒグマ、エゾシカ、希少動植物等の個体数調査、生態調査、生息環境調査等の調査研究を進めています。

(2) 狩猟の適正化

野生動物の捕獲は一般的には禁止されていますが、狩猟免許を取得すると、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で定められた、狩猟のできる鳥獣についてのみ、狩猟のできる期間に限って捕獲することができます。

なお、実際に狩猟をするためには、狩猟免許を取得した後に、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事に使用する猟具について当該年度の狩猟者登録をする必要があります。

(総合) 振興局では、狩猟免許試験や狩猟者登録に関する事務を行うとともに、狩猟に伴う事故や違反行為を防止するため、狩猟パトロールを実施し、狩猟者や狩猟団体の指導・取締を行っています。なお、狩猟の他に、特別に許可を受けることで法律の規定にかかわらず、野生鳥獣を捕獲することができます。

(総合) 振興局では、野生鳥獣による農林水産物への被害を防止するためや学術研究のために、この特別許可である鳥獣捕獲許可に関する事務を行っています。

表4-2-1 空知管内の狩猟者登録件数

(単位：人)

免許区分	H29	H30	R1	R2	R3
網	1	2	1	1	1
わな	60	59	61	62	70
第一種	419	410	401	378	366
第二種	0	2	1	1	2
合計	480	473	464	442	439
全道	8,256	8,205	7,959	7,702	7,853

(3) 有害鳥獣捕獲

道では、野生鳥獣のうち人命や農林水産業に被害を与える鳥獣については、人身事故の防止や被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲の許可を行っています。

許可に当たっては対象鳥獣の生態、被害の発生状況等を勘案し、捕獲時期、捕獲方法、捕獲数等の基準を定めています。

なお、許可事務の迅速化を図るため、一部の有害鳥獣捕獲の許可については、市町村に権限を移譲しています。

表4-2-2 空知管内の鳥獣捕獲実績年度推移

(鳥類)						(単位：羽)					(獣類)					(単位：頭)							
鳥類名	H29	H30	R1	R2	R3	獣類名	H29	H30	R1	R2	R3	獣類名	H29	H30	R1	R2	R3	獣類名	H29	H30	R1	R2	R3
コウライキジ	0		0	0	0	ヒグマ	26	36	30	41	68	ニホンジカ (オス)	1,917	1,723	1,550	2,123	1,940	ニホンジカ (メス)	2,848	2,595	2,072	2,652	2,329
	0	0	0	2	5		5	7	1	0	0		1,077	639	599	826	752						
エゾライチョウ	0	0	0	0	0	キツネ	853	839	628	779	565	タヌキ	129	143	172	294	167	ユキウサギ	10	11	4	31	22
	2	0	2	0	1		62	54	74	41	29		2	1	9	2	1		3	5	13	1	9
カモ類	0	0	0	0	0	アライグマ	4,021	4,297	4,231	6,196	5,553		227	153	163	111	77						
	836	726	647	490	366																		
キジバト	1,182	1,023	1,022	696	683																		
	6	6	28	10	7																		
カラス類	3,220	2,783	2,398	1,700	1,894																		
	315	55	74	54	45																		
スズメ類	0	0	0	3	0																		
	8	0	0	6	0																		
カワラバト (ドバト)	397	20	196	27	6																		

※ 上段：有害捕獲（属地） 下段：一般狩猟（属人） *精査中
アライグマの有害捕獲数には、外来生物法に基づく捕獲数等を含む。

(4) 鳥獣保護事業の普及啓発

ア 野鳥絵画展

道では、愛鳥思想の普及啓発を図るため、毎年、道内の小中学校及び高等学校の児童生徒から野鳥の絵画を募集し、それらを表彰、展示する野鳥絵画展を開催しています。

イ 愛鳥モデル校の指定

道では、自主的な愛鳥活動を積極的、継続的に実施している学校を愛鳥モデル校に指定しており、空知管内では、三笠市立三笠小学校を指定しています。

2 多様な生息環境の保全

本道は、我が国の中でも野生鳥獣の生息環境として恵まれています。近年では開発等による生息域の縮小や生息環境の変化などが見られる地域もあります。

このため道では、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「第13次北海道鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区の設定を進めるなど、野生鳥獣の生息環境の保全に努めています。

(1) 鳥獣保護区等の設定

ア 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、①森林鳥獣の生息地、②大規模で多様な環境を有する鳥獣の生息地、③干潟・湖沼・湿原等の渡り鳥の集団渡来地、④集団で繁殖する鳥獣の繁殖地、⑤絶滅のおそれのある希少鳥獣の生息地、⑥生息地が分断された鳥獣の保護のための生息地回路、⑦市街地周辺等における良好な生息地等を対象として、国や道では鳥獣保護区を設定するとともに、鳥獣の生息環境を保全するうえで重要な区域を特別保護地区として指定して

います。

イ 休猟区

地域における狩猟鳥獣の生息数の回復を図るため、3年以内の存続期間を定めて休猟区を設定できますが、北海道では、狩猟の主な対象であるエゾシカの生息数の増加に伴って深刻な農林業被害が発生しているため、当面の間、休猟区を設定しないこととしています。

ウ 特定猟具使用禁止区域等

特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険を未然に防止するため、居住地に近い河川など銃猟などによる事故が予想される場所に特定猟具使用禁止区域(銃)を設定しています。

また、鉛散弾による水鳥類の鉛中毒の発生を防止するため、水辺地域における鉛散弾の使用を禁止する「鉛散弾規制地域」を設定しています。

表4-2-3 空知管内の国指定鳥獣保護区 (令和5年3月末現在)

設定区分	名称	所在地	面積 (ha)	うち 特別 保護区	設定期間
集団渡来地	宮島沼鳥獣保護区	美唄市	41	41	令和4年11月1日～令和24年10月31日
合計	1地区				

表4-2-4 空知管内の道指定鳥獣保護区 (令和5年3月末現在)

設定区分	名称	所在地	面積 (ha)	うち 特別 保護区	設定期間
森林鳥獣生息地	清水の沢鳥獣保護区	夕張市	545	43	令和4年10月1日～令和24年9月30日
森林鳥獣生息地	シューパロ鳥獣保護区	夕張市	330	53	令和4年10月1日～令和24年9月30日
森林鳥獣生息地	第二シューパロ鳥獣保護区	夕張市	547	98	平成18年10月1日～令和8年9月30日
身近な鳥獣生息地	栗山桜丘鳥獣保護区	栗山町	79		平成16年10月1日～令和6年9月30日
森林鳥獣生息地	利根別鳥獣保護区	岩見沢市	364	35	平成16年10月1日～令和6年9月30日
森林鳥獣生息地	柏町鳥獣保護区	三笠市	405		平成16年10月1日～令和6年9月30日
身近な鳥獣生息地	東明鳥獣保護区	美唄市	39		令和3年10月1日～令和13年9月30日
身近な鳥獣生息地	峰延鳥獣保護区	美唄市	1		平成29年10月1日～令和9年9月30日
森林鳥獣生息地	赤川鳥獣保護区	月形町	411		平成18年10月1日～令和8年9月30日
森林鳥獣生息地	惣顔真布鳥獣保護区	芦別市	430		平成18年10月1日～令和8年9月30日
森林鳥獣生息地	金剛沢鳥獣保護区	芦別市	646	103	平成16年10月1日～令和6年9月30日
森林鳥獣生息地	旭鳥獣保護区	芦別市	413		令和4年10月1日～令和24年9月30日
身近な鳥獣生息地	芦別鳥獣保護区	芦別市	20		平成20年10月1日～令和10年9月30日
森林鳥獣生息地	幌岡鳥獣保護区	赤平市	582		平成18年10月1日～令和8年9月30日
森林鳥獣生息地	オシラリカ鳥獣保護区	雨竜町	490		平成17年10月1日～令和7年9月30日
森林鳥獣生息地	雨竜沼鳥獣保護区	雨竜町	624	108	平成17年10月1日～令和7年9月30日
森林鳥獣生息地	恵岱別鳥獣保護区	北竜町	427	47	平成15年10月1日～令和5年9月30日
森林鳥獣生息地	鷹泊鳥獣保護区	深川市	827	47	平成16年10月1日～令和6年9月30日
身近な鳥獣生息地	深川丸山鳥獣保護区	深川市	11		平成24年10月1日～令和14年9月30日
希少鳥獣生息地	舞鶴遊水池鳥獣保護区	長沼町	207		令和2年10月1日～令和22年9月30日
合計	20地区				

(3) 施設整備

道指定鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の設定に伴い、その区域を明確にするため、案内板や標識等の施設を整備するとともに、老朽化した施設の更新を進めています。

3 野生動物の保護管理

表4-2-5 空知管内の特定猟具使用禁止区域 (令和5年3月末現在)

禁止猟具	名 称	所在地	面積 (ha)	設 定 期 間
銃 器	暁沼特定猟具使用禁止区域	南幌町	7	平成28年10月1日～令和8年9月30日
銃 器	北村特定猟具使用禁止区域	岩見沢市	7	令和元年10月1日～令和11年9月30日
銃 器	浦臼特定猟具使用禁止区域	浦臼町	63	令和元年10月1日～令和11年9月30日
銃 器	砂川特定猟具使用禁止区域	砂川市	56	令和3年10月1日～令和13年9月30日
銃 器	爾波山特定猟具使用禁止区域	奈井江町	99	平成25年10月1日～令和5年9月30日
銃 器	神威岳特定猟具使用禁止区域	歌志内市	160	平成25年10月1日～令和5年9月30日
銃 器	旭特定猟具使用禁止区域	芦別市	136	令和4年10月1日～令和14年9月30日
銃 器	野花南湖特定猟具使用禁止区域	芦別市	72	令和3年10月1日～令和13年9月30日
銃 器	清陵特定猟具使用禁止区域	夕張市	18	平成25年10月1日～令和5年9月30日
銃 器	皆楽特定猟具使用禁止区域	月形町	27	平成25年10月1日～令和5年9月30日
銃 器	月ヶ湖特定猟具使用禁止区域	月形町	41	平成29年10月1日～令和9年9月30日
銃 器	南幌親水公園特定猟具使用禁止区域	南幌町	67	平成29年10月1日～令和9年9月30日
銃 器	丹羽沼・鶴田沼特定猟具使用禁止区域	雨竜町	31	平成28年10月1日～令和8年9月30日
銃 器	ネシコシ特定猟具使用禁止区域	長沼町	36	令和元年10月1日～令和11年9月30日
銃 器	上幌特定猟具使用禁止区域	岩見沢市	0.3	平成27年10月1日～令和7年9月30日
銃 器	古山ため池特定猟具使用禁止区域	由仁町	21	平成28年10月1日～令和8年9月30日
銃 器	晩翠遊水池特定猟具使用禁止区域	南幌町	140	令和2年10月1日～令和12年9月30日
合 計	17地区			

表4-2-6 空知管内の鉛散弾規制地域 (令和5年3月末現在)

名 称	所在地	面積 (ha)	設 定 年 月 日
袋地沼鉛散弾規制地域	新十津川町	119	平成12年10月1日
合 計	1地区		

(1) エゾシカ管理計画

エゾシカについては、令和3年の全道の推定生息数が約69万頭、令和3年の農林業被害額が約45億円となっており、依然として高い水準で推移しています。

道では、生息数の増加に伴う農林業被害の急増が深刻な社会問題となっており、平成22年度には全道エゾシカ対策協議会(通称:エゾシカ包囲網会議)を設置し、エゾシカ対策の総合的推進体制を整備するとともに、令和4年3月には、人間活動とエゾシカとの軋轢を軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながら適正な管理を行い、エゾシカと人間の共生を図ることを目的として「北海道エゾシカ管理計画(第6期)」を策定したところです。

ア エゾシカ対策

空知総合振興局では、地域の猟友会とライトセンサスによるエゾシカの個体数調査を実施するとともに、管内の関係機関・団体と連携した総合的な対策を進めるため、平成22年度には「空知地域エゾシカ対策協議会」を設置し、その後、ヒグマやアライグマ等を含めた、総合的な野生鳥獣対策のため「空知地域野生鳥獣対策協議会」(平成25年3月)に改称しています。

また、近年雨竜沼湿原へのエゾシカの侵入が確認され、湿原内の植生被害が発生している

ことから、環境省の交付金事業「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金」を活用し、雨竜沼湿原の植生へ影響を与えるエゾシカの捕獲対策事業を展開し、湿原の保全に取り組んでいます。

イ エゾシカ肉の有効活用

道では、エゾシカ肉の処理を行っている食肉処理施設の自主的な衛生管理を推進するとともに、エゾシカ衛生処理マニュアルに基づいた適切な処理を行う食肉処理施設を認証することにより、安全安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的とし、平成27年（2015年）12月、「エゾシカ肉処理施設認証制度」を創設し、平成28年（2016年）10月から運用しています。北海道内では、令和5年3月末時点で18施設が認証されており、捕獲されたエゾシカの受け入れを行い、食肉の活用を図っています。

空知管内では、浦臼町にある株式会社アイマトンが運営する北海道シュヴルリュ浦臼工場の1施設が認証されており、管内外で捕獲されたエゾシカの受け入れを行っています。

空知総合振興局では、管内でのエゾシカ肉の食肉利用を推進すべく、認証施設を有する浦臼町と協力し、令和3年度より「空知地域エゾシカ肉有効活用需要喚起事業」を実施し、「空知のエゾシカ肉」の普及啓発を行っています。令和4年度には、南空知地域の飲食店を対象とした「南そらちエゾシカウィーク～秋のおいシカ！巡り～」と題し、南空知の飲食店でエゾシカ肉料理を提供するイベントや赤平市内のキャンプ場及び札幌市のアウトドア施設での試食会を開催し、エゾシカ肉の食用の魅力発信を行っています。

図4-2-7 北海道内のエゾシカ肉処理施設認証制度施設一覧（令和5年3月末時点）

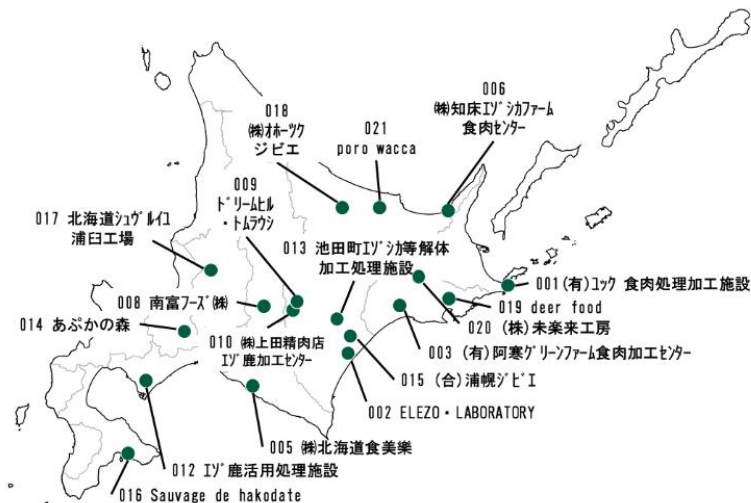


図4-2-8 エゾシカによる農林業被害額の推移（空知管内）（単位：百万円）

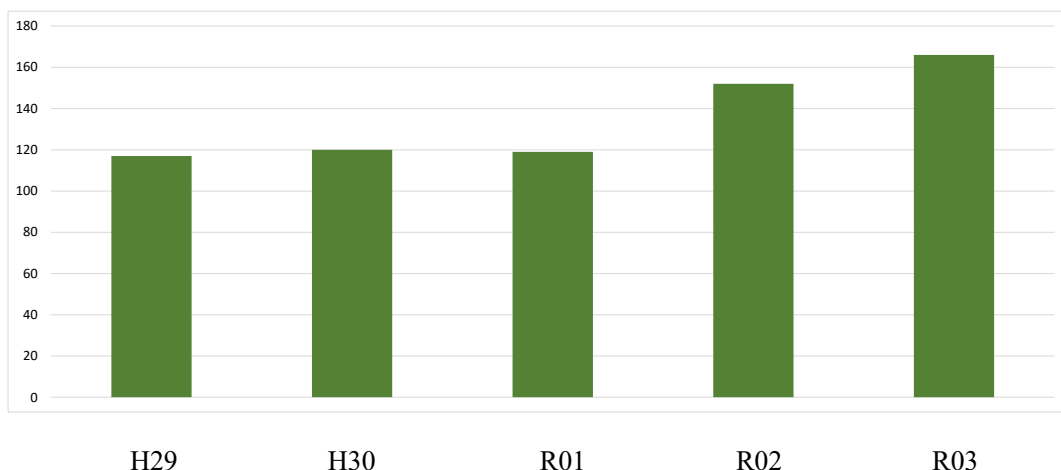
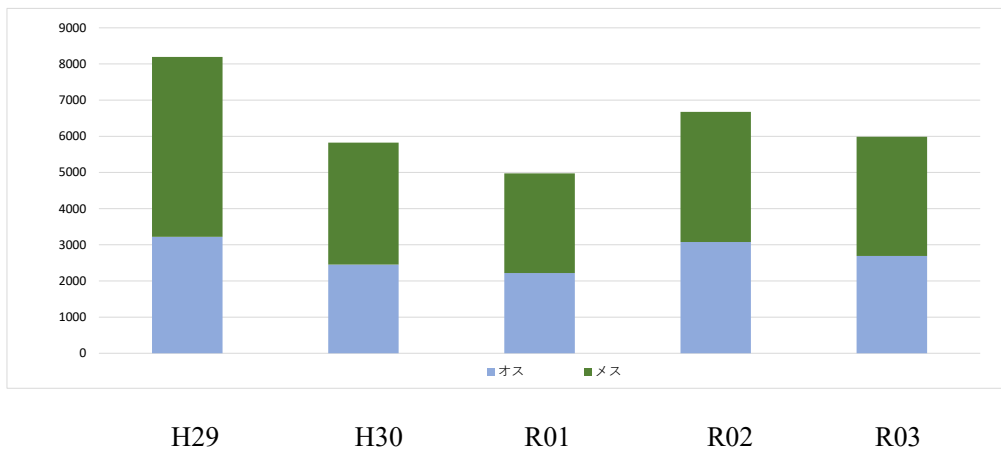


図4-2-9 エゾシカ捕獲数の推移（空知管内）（単位：頭）



（２）ワシ類の鉛中毒対策

エゾシカ猟で使用される鉛弾を起因とするオオワシやオジロワシの鉛中毒死を防止するため、平成16年9月から北海道では全ての鳥獣に対する鉛ライフル弾及び鉛散弾（1粒の直径が7mm以上）の使用を規制しています。

また、「北海道エゾシカ対策推進条例」（平成26年4月1日施行）により、エゾシカを捕獲する目的での鉛弾の所持を禁止しています。

（３）マガンの保護対策

宮島沼（美唄市）は、国内に飛来するマガンの代替採食地で採餌するマガンの多くが、春・秋の渡りの時期に中継地として利用していることから、平成14年に国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全を目的として「ラムサール条約」に登録されました。



しかしながら周辺地域ではマガンによる秋まき小麦への食害が課題となっていることから、空知総合振興局では、マガンの食害問題等に対処するため、周辺自治体等とともに対策協議会を設置し、平成22年度から27年度にかけては、地域政策推進事業(独自事業)として代替採食地事業等を行うなど、マガンと地域農業の共生を推進しました。

現在は、美唄市に事業を引き継ぎ、振興局ではこれに協力しています。

（４）ヒグマ対策

ヒグマは日本に生息する陸上動物の中では最も大きく、北海道の生態系を代表する野生動物ですが、一方で、農業被害や人身被害などが発生し、人とのあつれきの原因ともなっています。

道では、人とヒグマのあつれきを軽減しながら、地域個体群の存続を図るため、令和4年4月から令和9年3月まで「北海道ヒグマ管理計画（第2期）」を策定し、総合的なヒグマの保護管理施策に取り組んでいます。

また、空知総合振興局ではヒグマを正しく知るための普及啓発活動として、砂川市民や美唄市民等を対象にヒグマの生態や出遭った時の対応策の学習会を実施し、JR岩見沢駅には

秋のヒグマ注意特別期間に併せたヒグマパネル展を開催しています。

第3節 動物の愛護と管理

1 動物取扱業

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和49年4月1日施行）に基づき、第一種動物取扱業者（動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあわせ、譲受飼養を営利目的で業として行う者）は、基準等を満たしたうえで、（総合）振興局の登録を受ける必要があります。

また、営利性を有さず、施設を設けて動物の譲渡・展示等を行う者に対しては、第二種動物取扱業の届出が義務付けられています。

道では、同法に係る動物の飼養管理基準に基づき、定期的な立入検査により動物取扱業者の動物飼養施設や動物の管理状況などを確認し、必要に応じ改善指導や助言を行っています。

2 特定(危険)動物の飼養

法律で定める特定(危険)動物を飼養する場合は、所在地を所管する（総合）振興局に許可を受ける必要があります（現在、愛玩目的での飼養は禁止されています）。

道では、毎年、特定動物の飼養状況や飼養施設の安全性を調査し、特定動物の飼養者へ必要な指導や助言を行っています。

3 特定移入動物の飼養

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」で定める特定移入動物（プレーリードッグ、フェレット）の飼養を開始した場合及びやめた場合には、居住地を所管する（総合）振興局に届出を行う必要があります。

道では毎年飼養状況の調査を実施し、特定移入動物頭数等の集計を行っています。

4 動物愛護監視員

道では、法律及び条例に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行う「動物愛護監視員」を各振興局等に配置し、動物の適正飼養に係る飼養施設等の立入検査や飼い主への指導・勧告、負傷動物の保護収容等の業務を行っています。

また、多頭飼育崩壊等、市町だけでは対応困難な動物の苦情・相談案件について、福祉部局や動物愛護団体等の関係機関とも連携し対応しています。

5 動物愛護推進員

道では、道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）における動物の愛護と適正な飼養を推進するため、動物愛護推進員（ボランティア）を募集し、委嘱しています。

動物愛護推進員には、動物の適正飼養に関する普及啓発や住民への助言、道への連絡窓口等の地域に根ざした活動のほか、道が行う動物愛護管理事業にも協力いただいています。

6 新しい飼い主探しネットワーク事業

道立保健所に引き取られた犬・猫にできるだけ生存の機会を与えるとともに、新たに飼い主となった方に地域の「模範的な飼い主」となっていただくことを目的に、各（総合）振興局のホームページで収容動物の情報を紹介し、譲渡先を募集する「新しい飼い主探しネットワーク」事業を行っています。

また、事情により犬・猫を飼い続けられなくなった飼い主の譲渡先探しを支援するため、振興局のホームページに「飼い主さがしノート」のページを設け、譲渡先募集中の犬・猫を「情報カード」により紹介しています。

保健所収容犬猫の飼い主募集のホームページ（平成24年4月より開設）

<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/kainusibosyuinuneko.html>

飼い主さがしノートのホームページ（平成30年6月より開設）

<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/inunekonoteitirann.html>

7 負傷動物（犬・猫など）の保護

道では、負傷動物が発見された場合、市町村や警察などと連携をとりながら収容し、指定動物病院等の協力をいただき対応しています。

8 動物愛護週間行事

道では毎年、動物の愛護と適正飼養の推進のため、動物愛護週間（9月20日～26日）の関連行事を実施しています。空知総合振興局では令和4年度に次の2行事を開催しました。

○犬猫のパネル譲渡会（10月1日～2日 会場：イオンスーパーセンター三笠店）

道の動物愛護管理の取り組みや道内保健所収容中の犬猫情報、及び道内の動物愛護団体6団体の活動や譲渡先募集中の犬猫情報をパネルで紹介

○ペットの防災パネル展（10月9日 会場：芦別市民会館）

空知総合振興局後援の演劇公演「置き去りにされた命『ミケ』」の会場で、ペットの防災に関するパネル展を同時開催

第4節 野生鳥獣の対応及び外来生物対策

1 傷病鳥獣の保護収容

近年、野生鳥獣に対する道民の関心が高まる中、傷病鳥獣の持ち込みが増加していることを受け、道では平成9年に「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」を構築し、北海道獣医師会・市町村・鳥獣保護員などと連携して、けがや病気にかかった野生鳥獣を保護収容し、自然復帰できるように治療などを行っています。

表4-4-1 管内における傷病鳥獣取扱件数の年度推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
獣 類	0	0	0	0	1	0	0	0	0
鳥 類	21	19	7	12	0	4	1	11	9
合 計	21	19	7	12	1	4	1	11	9

2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応

道では、野鳥の高病原性鳥インフルエンザの発生の早期発見と発生時における感染範囲の把握を目的として、「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省策定）に基づき、水鳥の主な渡来地*における鳥類の生息状況の確認や衰弱・死亡野鳥の監視（鳥類の生息状況等調査）及び原因不明で死亡した野鳥のインフルエンザ簡易検査等（死亡野鳥等調査）を実施しています。

*管内における水鳥の主な渡来地：長都沼（長沼町・千歳市）、馬追運河（長沼町）、皆楽公園（月形町）、新沼（浦臼町）、袋地沼（砂川市）、野花南湖（芦別市）

表4-4-2 北海道における野鳥のインフルエンザ簡易検査実施状況

（シーズンとは10月～翌年9月までの期間を表します。）

シーズン	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件 数（空知管内）	161(6)	53(3)	39(2)	20(2)	54(1)	121(3)	99(3)
羽 数（空知管内）	169(6)	71(3)	57(2)	20(2)	59(1)	183(3)	115(4)

3 外来生物（移入動植物）対策

近年、国内ではアライグマやセイタカアワダチソウなどの外来生物（移入動・植物）が引き起こす問題として、農林水産業に対する被害や在来生物の生息地やエサの奪い合いなど生態系への影響が大きく取り上げられています。

このため、平成17年6月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、アライグマなどの特定外来生物の飼育、運搬、輸入、野外へ放つことなどが、原則として禁止されています。

（1）アライグマ

空知管内では、アライグマによる農業被害が平成9年頃から南空知地域を中心に発生しており、道では「北海道アライグマ対策基本方針」を策定し、「野外からの排除」を最終目標として対策を検討しています。

空知総合振興局では、関係者等に外来種の対応について、普及・啓発を実施しています。

また、アライグマの防除については、環境省への防除の確認申請及び認定が必要となることから、手続きの方法等について指導・助言を行ってきましたが、平成30年度までに空知管内24市町全てで防除計画が策定され、各市町ごとに防除計画に基づき捕獲等の対策を行っています。

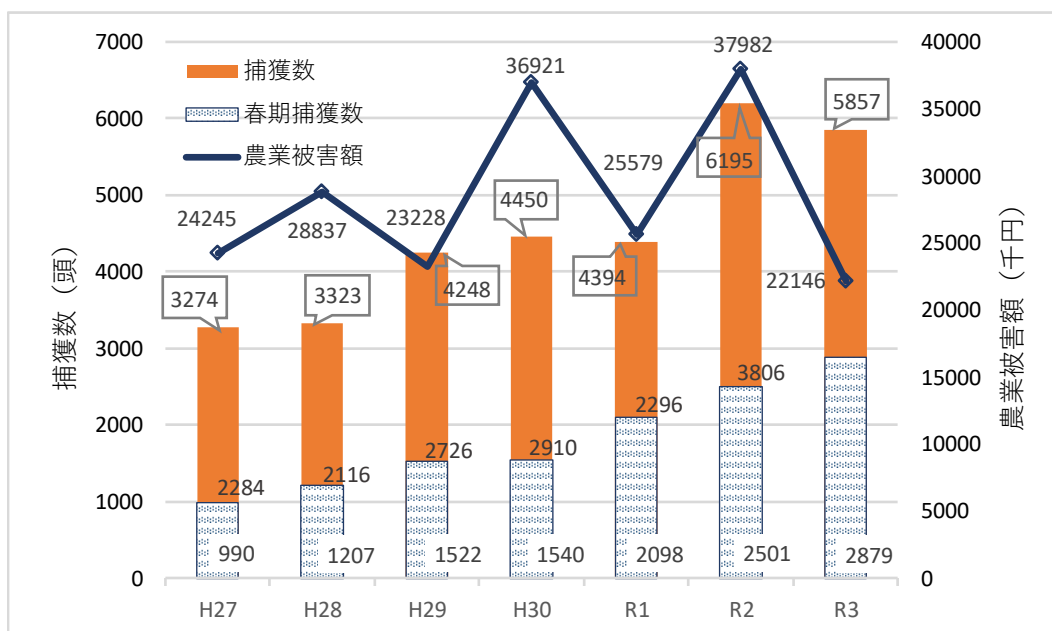
なお、住宅侵入等の新たな被害も発生していることから、平成30年度より、関係自治体等とともに「アライグマ捕獲技術検討会」を設置し、広域での捕獲などを協議しているほか、さらなる捕獲強化のため、令和5年2月に「アライグマ捕獲技術研修会」を関係自治体職員や農業団体職員などを対象に秩父別町で開催し、効率的な捕獲方法などを説明しています。



アライグマ捕獲技術研修会

令和2年度には、管内市町と情報や技術を共有し、連携のもと広域的かつ効果的な捕獲を実施し、地域からの根絶を目指すとともにアライグマ対策の「空知モデル」を構築することを目標として、空知地域野生鳥獣対策連絡協議会に関連し、「アライグマ対策広域連携部会」を設置しています。

図4-4-3 空知管内のアライグマ捕獲数及びアライグマによる農業被害額推移



(2) セイヨウオオマルハナバチ

セイヨウオオマルハナバチは、トマトやナスの栽培で導入されたものですが、野外に逸出した個体は、令和4年度末現在、道内の28市町村で生息が確認されており、生態系への悪影響が懸念されることから、道ではボランティアで駆除を行う「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」を募集し、防除活動を行っています。

(令和5年3月末現在、空知管内登録者17名)

